

ID: 106

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境施設課

処分の概要	廃棄物処理手数料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第17条		
例 規 番 号	平成12年条例第32号		
【根拠条文】 (手数料の減免) 第17条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより前条第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第9条の規定による。 (廃棄物処理手数料の減免) 第9条 条例第17条の規定により手数料を減額又は免除することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けているとき。 (2) 天災その他の災害を受けたとき。 (3) その他市長が特に減免する必要があると認めるとき。 2 前項の規定にかかわらず、特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号)で定める機械器具の処理手数料は、減免しない。 3 一般廃棄物の収集及び処分の手数料の減額又は免除を受けようとする者は、ごみ処理手数料減免申請書(様式第15号)により、市長に申請しなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 108

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境施設課

処分の概要	許可証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則 第15条(第20条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成13年規則第17号		
【根拠条文】 (許可証の再交付) 第15条 一般廃棄物処理業の許可を受けた者は、許可証を亡失又はき損したときは、速やかに一般廃棄物処理業許可証再交付申請書(様式第20号)を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。 (浄化槽清掃業に係る許可等の取扱い) 第20条 第9条、第10条、第13条、第15条及び第17条から前条までの規定は、浄化槽法第35条第1項、第37条及び第38条に規定する浄化槽清掃業の許可及び当該許可を受けた者について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 449

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境施設課

処分の概要	家庭系指定ごみ袋の製造等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市家庭系指定ごみ袋の製造等に関する規則 第5条第1項		
例 規 番 号	令和5年規則第6号		
【根拠条文】 (家庭系指定ごみ袋を製造又は輸入しようとする者の承認) 第5条 家庭系指定ごみ袋を製造又は輸入(以下「製造等」という。)しようとする者は、市長に芦屋市家庭系指定ごみ袋製造等承認申請書(様式第1号)を提出し、承認を受けなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿謄本 (2) 申請者が個人である場合には、履歴書及び住民票の写し (3) 申請する家庭系指定ごみ袋の見本品 (4) 石油由来のプラスチックを使用したごみ袋と比較し、製造又は焼却時に発生する二酸化炭素排出量を10%以上削減する効果を示した証明書 (5) 使用する顔料及びインクの成分証明書 (6) 家庭系指定ごみ袋の厚さ、引張強度(縦・横)及び伸び率(%)に関する証明書 (7) その他市長が必要と認める書類 3 市長は、第1項の申請について、その内容を審査し、前条に定める規格に適合すると認めるときは、申請者に対して承認番号を付して芦屋市家庭系指定ごみ袋製造等承認書(様式第2号)を交付し、適合しないと認めるときは芦屋市家庭系指定ごみ袋製造等不承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 450

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境施設課

処分の概要	変更等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市家庭系指定ごみ袋の製造等に関する規則 第10条		
例 規 番 号	令和5年規則第6号		
【根拠条文】 (申請書の記載事項の変更) 第10条 製造者等は第5条第2項により申請した事項を変更しようとするときは、市長に芦屋市家庭系指定ごみ袋製造等変更申請書(様式第4号)を提出しなければならない。ただし、申請した家庭系指定ごみ袋と異なる強度、容量、形状又は材質の家庭系指定ごみ袋の製造等を開始する場合は、芦屋市家庭系指定ごみ袋製造等追加申請書(様式第5号)を市長に提出するものとする。 2 市長は、前項の変更申請書を受けたときは、その内容を審査し、変更が適当と認めるときは変更決定通知書により、変更が不適当と認めるときは理由を付記した書面により製造者等に通知するものとする。 3 市長は、第1項の芦屋市家庭系指定ごみ袋製造等追加申請書を受けたときは、その内容を審査し、追加が適当と認めるときは芦屋市家庭系指定ごみ袋製造等追加承認書(様式第6号)により、追加が不適当と認めるときは理由を付記した書面により製造者等に通知するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 109

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境施設課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例 第4条		
例 規 番 号	昭和39年条例第20号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第4条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日